社援発0325第８号
令和８年３月25日

各　都道府県知事
　　市区町村長　殿

厚生労働省社会・援護局長
（　公　印　省　略　）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」の一部改正について（通知）

医療支援給付については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」（平成20年３月31日付け社援発第0331009号厚生労働省社会・援護局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙のとおり改正し、令和８年４月１日から適用することとしたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

（別紙）

新　旧　対　照　表

改　正　後	改　正　前
第１　（略） 第２　医療支援給付実施方式 １　（略） ２　医療支援給付の決定 ⑴～⑷（略） ⑸　医療券の発行 医療支援給付による診察、薬剤（調剤を除く。）、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を本人が希望する医療機関毎に発行し、当該医療機関に直接送付すること。 指定医療機関を受診する際は、緊急その他やむを得ない場合（例えば、お薬手帳（患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳をいう（１冊の手帳で管理するものに限る。）。いわゆる「電子版お薬手帳」を含む。以下同じ。）を持参していない外出先で、急病のため受診が必要になった場合等）を除き、お薬手帳を持参し、医師等の求めに応じて提示することを原則とし、その旨の指導を行うこと。なお、お薬手帳の持参に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。 ア～キ（略） ３　（略） ４　一般診療に関する診療方針及び診療報酬並びに指定医療機関の請求	第１　（略） 第２　医療支援給付実施方式 １　（略） ２　医療支援給付の決定 ⑴～⑷（略） ⑸　医療券の発行 医療支援給付による診察、薬剤（調剤を除く。）、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療券を本人が希望する医療機関毎に発行し、当該医療機関に直接送付すること。 ア～キ（略） ３　（略） ４　一般診療に関する診療方針及び診療報酬並びに指定医療機関の請求

一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、生活保護法第 52 条、指定医療機関医療担当規定（昭和 25 年８月厚生省告示第 222 号）及び生活保護法第 52 条第２項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 34 年５月厚生省告示第 125 号）の例による。 なお、別紙第２号に留意するほか、次の点に配意すること。 ⑴～⑹（略） ⑺　指定医療機関の医師又は歯科医師は、診察を行うに当たり、被支援者の服薬状況及び薬剤服用歴について、問診等による確認に加えて、被支援者が持参するお薬手帳を活用して確認すること。ただし、緊急やむを得ない場合（例えば、急迫した事由その他やむを得ない事由により、被支援者がお薬手帳を持参しない場合等）については、この限りではないこと。なお、本項に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。	一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、生活保護法第 52 条、指定医療機関医療担当規定（昭和 25 年８月厚生省告示第 222 号）及び生活保護法第 52 条第２項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和 34 年５月厚生省告示第 125 号）の例による。 なお、別紙第２号に留意するほか、次の点に配意すること。 ⑴～⑹（略）
５　調剤の給付 ⑴　調剤券の発行 指定薬局より医療機関名、公費負担者番号、患者名及び受給者番号等の連絡が受けられる場合には、給付券交付処理簿により資格確認のうえ当該指定薬局に調剤券を発行すること。 患者は、指定薬局により調剤の給付を受けようとするときは、緊急その他やむを得ない場合（例えば、お薬手帳を持参していない外出先で、急病のため受診が必要になった場合等）を除き、お薬手帳を持参し、薬剤師の求めに応じて提示することを原則とし、その旨の指導を行	５　調剤の給付 ⑴　調剤券の発行 指定薬局より医療機関名、公費負担者番号、患者名及び受給者番号等の連絡が受けられる場合には、給付券交付処理簿により資格確認のうえ当該指定薬局に調剤券を発行すること。

うこと。なお、お薬手帳の持参に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。 ⑵（略） ⑶　服薬状況等の確認 　指定薬局の薬剤師は、調剤を行うに当たり、被支援者の服薬状況及び薬剤服用歴について被支援者からの聴取等及び当該指定薬局で保有している当該被支援者の薬剤服用歴の記録の確認に加えて、被支援者が持参するお薬手帳を活用して確認すること。ただし、緊急やむを得ない場合（例えば、急迫した事由その他やむを得ない事由により、被支援者がお薬手帳を持参しない場合等）については、この限りではないこと。なお、本項に係る具体的な取扱いについては、別に定めるところによる。 ６～１１　（略） 第４～第８　（略） 別紙第１号～別紙第４号の４（略）	⑵（略） ６～１１　（略） 第４～第８　（略） 別紙第１号～別紙第４号の４（略）